

# 意見書 提出

9月定例会の最終日に議員より、「容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書」(案)が議長に提出され、本会議において議員案第11号として上程し、可決いたしました。

これらの意見書につきましては、議長において提出先である関係機関等へ送付いたしました。



## 容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書

容器リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)は、1995年に容器包装ごみをリサイクルするために制定され、その後、法附則第3条に基づいて、2006年に一部改正されたが、衆議院環境委員会で19項目、参議院環境委員会で11項目もの附帯決議が付与されるなど、多くの課題を抱えたままの成立となった。

このため、ごみ排出量は高止まりのまま、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装がいまだに使われているのが実態である。

根本的な問題は、自治体が税金で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約9割が製品価格に内部化されていないことにある。こうした状況では、容器包装を選択する事業者が発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブが働くかず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方についての不公平感を生じさせることになる。

今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められている。レジ袋などは、ヨーロッパ等、環境先進国だけでなく、アジアの国々でも、無償配布禁止の法制化や課税など国レベルの対策が取られている。

よって、本議会は、我が国の一歩も早い持続可能な社会へ転換を図るために、政府及び国に対し、容器包装リサイクル法を見直し、下記事項の実現に取り組むことを強く要望する。

### 記

- 1 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用を製品の価格に内部化する。
- 2 リデュース、リユースを促進するため、容器包装リサイクル法の対象範囲を拡大するほか、レジ袋など使い捨て容器の無料配布の禁止やリユース容器の普及を促す仕組みを法制化する。
- 3 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みを新たに法制化する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月20日

栃木県大田原市議会



提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、財務大臣、消費者庁担当大臣



(審査の内容・結果) ごみの発生抑制と再使用を促進するには、容器包装リサイクル法を改正し、生産者の責任を明確にすることや新たな仕組みをつくり、対象範囲の拡大を図ることを認め、採択となりました。

(請願の趣旨) 容器包装リサイクル法に定められた消費者・事業者・市町村の役割を見直し、分別収集・選別保管の費用を製品価格に内分化すること、発生抑制と再使用を促進するための制度を法制化すること、プラスチックのリサイクルを進めることを基本とする意見書の提出を国会及び関係行政庁に求めるものであります。

**陳情第一号**  
容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出を求める陳情

(提出者) 生活クラブ生活協同組合  
理事長 中山 和見  
(請願の趣旨) 容器包装リサイクル法に定められた消費者・事業者・市町村の役割を見直し、分別収集・選別保管の費用を製品価格に内分化すること、発生抑制と再使用を促進するための制度を法制化すること、プラスチックのリサイクルを進めることを基本とする意見書の提出を国会及び関係行政庁に求めるものであります。

**みんなからの  
請願・陳情**

29日	20日	14日	13日	12日	9日	8日	7日	5日	3日	29日	26日	17日	27日	26日	25日	21日	15日	
議員研修会		全体会	民生常任委員会	建設産業常任委員会	決算審査特別委員会	市議会災害対策本部会議	全会議(議決)	平成二十三年第五回 市議会定例会招集本会議	全員協議会(臨時) 滋賀県大津市議会來訪	全員協議会(定期) 県北五市議長会議	議会運営委員会行政 視察	議会運営委員会行政 視察	文教常任委員会行政 視察	民生常任委員会行政 視察	建設産業常任委員会 行政視察	広報委員会 総務常任委員会行政 行政視察	市議会臨時会会員招集(本会議) 全員協議会(定期)	平成二十三年第五回 市議会臨時会会員招集(本会議)